

港 湾 荷 役 料 金 表

(総トン数 1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)

I 料金の種類及び額

1. 基本料金

(1トンにつき単位円)

品 目		金 額			
		接岸本船 ←→ 上層・野積場内	接岸本船 ←→ 上層・野積場前		
ユニ タ イ ズ 貨 物	コンテナ				
	実入	926	822		
	空	786	699		
	ノックダウン自動車・完成車 (重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)	1,382	1,261		
	パレット(重量・長さ・幅) パレットコンテナ・プラスチック	1,870	1,704		
包 装 品	袋物				
	紙・ビニール入りの物	2,557	2,312		
	麻袋入りの物	2,141	1,969		
	ペール物				
	葉タバコ	1,863	1,669		
	その他のペール物	2,202	2,012		
	モーターサイクル	2,048	1,880		
	雑貨類・機械類(重量5トン未満のもの)	2,668	2,446		
	機械類(重量5トン以上かつ容積20トン以上のもの)	1,942	1,757		
	青果物	1,998	1,803		
	タイヤ	1,816	1,671		
有 姿 貨 物	巻取紙 (内地産)	1,480	1,316		
	木材	岸壁橋のもの	製材	1,394	1,245
			北洋材	1,801	1,661
			製材	1,443	1,296
		非鉄金属類(半製品・鉄・地金)	2,167	1,939	
	鋼材				
	一般鋼材(口径12インチ未満のもの)	2,074	1,885		
	厚鋼(口径12インチ以上のもの)	1,763	1,604		
	石材	2,097	1,938		

(1トンにつき単位円)

品 目		金 額	
		接岸本船 ←→ 上層・野積場内	接岸本船 ←→ 上層・野積場前
散 貨 物	小麦・肥料原料・鉱石(割)	1,616	1,425
	鉱石(塊)・特殊鉱石	1,984	1,796
	砂 糖	1,901	1,754
特 殊 貨 物	冷 凍 品	—	3,819
	冷 蔵 品	—	3,819

(注) 冬期料金

12月1日より翌年3月31日までの間の料金については、本料金と本料金に3割の冬期割増率を乗じて得た金額との合算額をその期間の基本料金とします。

2. 割増料金

種別	内容	割増率
半夜荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増
雨天・雪天荷役	雨天・雪天における荷役	基本料金の1割増

3. 割引料金

(1) 大口数量割引

- ① 貨物量が1,000トン以上3,000トン未満の場合、基本料金の5%引
- ② 貨物量が3,000トン以上5,000トン未満の場合、3,000トン以上の貨物量について、基本料金の7%引
- ③ 貨物量が5,000トン以上の場合、5,000トン以上の貨物量について、基本料金の10%引

(2) 長期大量割引

- 同一委託者からの引受が、次のいずれの項目にも該当する場合、基本料金の5%引
- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
 - ② 1ヶ月に2回以上の反復継続の引受があること
 - ③ 1回当りの荷役量が3,000トンをこえること

4. 諸料金

(1) 待機料金

(101時間につき単位円)

昼夜区分	100の作業員数による区分				
	15人以下 (12人)	16人~22 (19人)	23人~29人 (26人)	30人~36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	41,630	64,904	88,200	111,496	131,477
半夜 (16時30分から21時30分まで)	64,768	100,968	137,200	173,482	204,523

(注) 冬期料金

12月1日より翌年3月31日間での間の料金については、本料金と本料金に割の冬期割増率を乗じて得た金額との合算額をその期間の料金とします。

(2) 最低料金

(101時間単位円)

昼夜区分	100の作業員数による区分				
	15人以下 (12人)	16人~22人 (19人)	23人~29人 (26人)	30人~36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	330,288	514,898	699,731	884,565	1,043,000
半夜 (16時30分から21時30分まで)	330,288	514,898	699,731	884,565	1,043,000

(注) 冬期料金

12月1日より翌年3月31日間での間の料金については、本料金と本料金に割の冬期割増率を乗じて得た金額との合算額をその期間の料金とします。

5. 分担金等

区分	金額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律) 1トンにつき 8円
(2) 労働安定基金	各貨物(一律) 1トンにつき 7円

6. 消費税導入に伴う料金の加算
料金の総額の3%

II 料金の適用方

1. 適用範囲

この港湾荷役料金は、当該貨物について、接岸本船の船内荷役と沿岸荷役を同一委託者から引き受けた場合又は、異なる委託者からであっても当該貨物に係わる接岸本船の船内荷役と沿岸荷役が同量となる引受けの場合等船内荷役と沿岸荷役の荷役手配が一貫して行える場合に適用します。

2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。
ただし、関連事業に係る行為は除きます。

- (1) 「接岸本船内——上屋・野積場内」の場合
 - (揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、付するまでの作業。
 - (積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

(2) 「 振岸本船内——上屋・野積場前 」の場合

(通荷) 振岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車両へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車両にある貨物を岸壁上に移送し、振岸本船内に積込むまでの作業。

3. 料金表に記載のない貨物等

若本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(3) 雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により雨天、雪天時において荷役を行った場合に、所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

5. 割引料金

割引料金の適用方は次のとおりとします。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の数量について基本料金の5%

② 3,000トン以上5,000トン未満の場合、3,000トン未満の貨物量については上記①の割引率を適用し、3,000トン以上については基本料金の7%

③ 5,000トン以上の場合、5,000トン未満の貨物量については上記②の割引率を適用し、5,000トン以上については、基本料金の10%に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引します。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引します。

① 3ヶ月以上の長期契約があること

② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること

③ 1回当りの荷役量が3,000トンを超えること

6. 諸料金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 待機料金

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、船貨積置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の貨に帰さないものであるときに限ります。

(2) 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日の15時)以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(ロ) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは、待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係わる請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金額を適用します。

7. 消費税導入に伴う料金の加算
免税となる取引には適用しません。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

- (1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。
なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。
ただし、コンテナは、突入・空とも20フィート型は1個当り32トン、40フィート型は1個当り48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。
また、20フィート型未満のコンテナは20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

(2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

また、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(3) 基本料金等について、委託者の要求により夏期及び冬期の料金を平準化する場合、それぞれの期の料金に1年の適用月数割合を乗じて得た金額を合算します。

(4) 消費税導入に伴う加算については

(イ) 料金の総額に3%を乗じて計算します。

(ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

9. その他

(1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「荷買作業」、「仕訳作業」、「はい管作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。

(2) 特殊貨物（特大型、実質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフェアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

港 湾 荷 役 料 金 表 (船 内 荷 役 料 金)

(総トン数 1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)

I. 料金の種類及び額

1. 基本料金

(1トンにつき単位円)

品 目			金 額	
ユニ タイ ズ 貨 物	コンテナ	実入	431	
		空	468	
	ノックダウン自動車・完成車 (重量5トン未満かつ容量20トン未満のもの)		816	
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ・プラスチック		1,092	
包 装 品	袋物	紙・ビニール入りの物	1,406	
		麻袋入りの物	1,344	
	ペール物	葉タバコ	937	
		その他のペール物	1,316	
	モーターサイクル		1,264	
	雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)		1,640	
	機械類(1個当り5トン以上のもの)・完成車 (重量5トン以上また容量20トン以上のもの)		1,077	
	青果物		1,080	
有 資 貨 物	タイヤ		1,147	
	巻取紙 (内地産)		698	
	木材	木着しのもの	原木	470
			製材	749
		岸壁揚のもの	原木	691
			製材	1,157
非鉄金属類 (半製品・銑鉄・地金)		1,079		

(1トンにつき単位円)

品 目			金 額
有 資 貨 物	鋼材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む)	1,191
		鋼管(口径12インチ以上のもの)・コイル	1,012
	石材		1,373
散 貨 物	小麦・肥料原料・鉱磁石(塊)		697
	鉱磁石(塊) 特殊鉱磁石		1,100
	砂糖		1,230
特 殊 貨 物	冷凍品		2,759
	冷蔵品		2,759

(注) 冬期料金

12月1日より翌年3月31日までの間の料金については、本料金と本料金に3割の冬期割増率を乗じて得た金額との合算額をその期間の基本料金とします。

2. 割増料金

種別	内容	割増率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の 6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 10割増
雨天・雪天荷役	雨天・雪天における荷役	基本料金の 1割増

3. 割引料金

(1) 大口数量割引

- ① 貨物量が1,000 トン以上3,000 トン未満の場合、基本料金の5%引
- ② 貨物量が3,000 トン以上5,000 トン未満の場合、3,000 トン以上の貨物量について、基本料金の7%引
- ③ 貨物量が5,000 トン以上の場合は、5,000 トン以上の貨物量について、基本料金の10%引

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受が、次のいずれの項目にも該当する場合、基本料金の5%引

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当りの荷役量が3,000 トンを超えること

4. 諸 料 金

(1) 待 機 料 金

(101時間につき単位 円)

昼夜区分	1口の作業機成員数による区分				
	9人以下 (7.5人)	10人~13人 (11.5人)	14人~17人 (15.5人)	18人~21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	25.010	38.338	51.677	65.005	75.018
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	38.909	59.640	80.382	101.114	116.893

(注) 冬期料金

12月1日より翌年3月31日間での間の料金については、本料金と本料金に 割の冬期割増率を乗じて得た金額との合算額をその期間の料金とします。

(2) 役低料金

(1口につき単位 円)

昼夜区分	1口の作業機成員数による区分				
	9人以下 (7.5人)	10人~13人 (11.5人)	14人~17人 (15.5人)	18人~21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	198,419	304,181	409,942	515,704	595,134
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	198,419	304,181	409,942	515,704	595,134

(注) 冬期料金

12月1日より3月31日までの間の料金については、本料金と本料金に 割の冬期割増率を乗じて得た金額との合算額をその期間の基本料金とします。

5. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物(-#)1トンにつき 4 円
(2) 港 湾 安 定 基 金	各貨物(-#)1トンにつき 3 円50銭

6. 消費税導入に伴う料金の加算

料金の総額の3%

Ⅱ 料金の適用方

1. 適用範囲

この港湾荷役料金(船内荷役料金)は、船内荷役のみを行う場合に適用します。

2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

(1) 揚荷の場合は、本船内の貨物をはしけ内又は岸壁上に取卸し、フックをはすすまでの作業。

(2) 積荷の場合は、はしけ内又は岸壁上の貨物にフックをかけ、本船に積込むまでの作業。

3. 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(3) 雨天・雷天荷役割増

委託者の要求により雨天、雷天時において荷役を行った場合に、所定の雨天・雷天荷役割増を適用します。

5. 割引料金

割引料金の適用方は次のとおりとします。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引き受けにおいて、同一貨物の量が

- ① 1,000トン以上 3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%
- ② 3,000トン以上 5,000トン未満の場合、3,000トン未満の貨物量については上記①の割引率を適用し、3,000トン以上については基本料金の7%
- ③ 5,000トン以上の場合、5,000トン未満の貨物量については、上記②の割引率を適用し、5,000トン以上については、基本料金の10%に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引します。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引します。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当りの荷役量が3,000トンを超えること

6. 諸料金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 待機料金

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるとときに限りません。

(2) 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるとときに限りません。

(1) 荷役手配の取消の場合

① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後に於ける作業中止又は、少量作業或いは、待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

7. 消費税導入に伴う料金の加算

免税となる取引には適用しません。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次のとおりとします。

(1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によりとします。

ただし、コンテナは、実入・空とも20フィート型は1個当り32トン、40フィート型は1個当り48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

(2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

また、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(3) 基本料金等については、委託者の要求により夏期及び冬期の料金を平準化する場合は、それぞれの期の料金額に1年間の適用月数割合を乗じて得た金額を合算します。

(4) 消費税導入に伴う加算については

(イ) 料金の総額に3%を乗じて計算します。

(ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

9. その他

(1) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、枕木作業、防波堤外荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォークリフトを増員した場合には、委託者と協議の上、別途乗賃を申し受けます。

(3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によりとします。

港湾荷役料金表 (沿岸荷役料金)

(総トン数 1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)

I 料金の種類及び額

1. 基本料金

接岸本船船側、はしけ内 上屋・野積場内又は上屋・野積場前
(1トンにつき単位円)

品 目			金 額		
			接岸本船船側 はしけ内→上屋・野積場内	接岸本船船側 はしけ内→上屋・野積場前	
ユニ タ イ ズ 貨 物	コンテナ	実入	543	435	
		空	461	370	
	ノックダウン自動車及び完成車 (重量5トン未満かつ容量20トン未満のもの)		638	511	
	パレタイズ貨物・バンパック・パグコンテナ・プレスリフト		877	701	
包	袋物	紙・ビニール入りの物	1,286	1,028	
		麻袋入りの物	911	728	
	ペール物	葉タバコ	1,024	819	
		その他のペール物	1,001	802	
装 品	モーターサイクル		892	715	
	雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)		1,168	935	
	機械類(1個当り5トン以上のもの)・完成車 (重量5トン以上または容量20トン以上のもの)		967	773	
	青果物		1,024	819	
有 資 貨 物	タイヤ		764	612	
	巻取紙 (内地産)		859	688	
	木材	岸壁側の もの	本國材・南洋材 原木	776	620
			北洋材 製材	739	591
非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)		1,203	962		
鋼 材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管を含む)	鋼材	992	794	
		鋼管(口径12インチ以上のもの)・コイル	843	675	
	石材		833	666	

(1トンにつき単位円)

品 目	金 額		
	接岸本船船側 はしけ内→上屋・野積場内	接岸本船船側 はしけ内→上屋・野積場前	
散貨物	小麦・肥料原料・鉱磁石(塊)	1,005	803
	鉱磁石(塊) 特殊鉱磁石	988	791
	砂糖	771	616
特殊貨物	冷凍品	—	1,261
	冷蔵品	—	1,261

(注) 冬期料金

12月1日より翌年3月31日までの間の料金については、本料金と本料金に割の冬期割増率を乗じて得た金額との合算額をその期間の基本料金とします。

2. 割増料金

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の 6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 10割増
雨天・雪天荷役	雨天・雪天における荷役	基本料金の 1割増

3. 割引料金

(1) 大口数量割引

- ① 貨物量が1,000トン以上3,000トン未満の場合、基本料金の5%引
- ② 貨物量が3,000トン以上5,000トン未満の場合、3,000トン以上の貨物量について、基本料金の7%引
- ③ 貨物量が5,000トン以上の場合は、5,000トン以上の貨物量について、基本料金の10%引

(2) 長期大量割引

- 同一委託者からの引受が、次のいずれの項目にも該当する場合、基本料金の5%引
- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
 - ② 1ヶ月に2回以上の反復継続の引受があること
 - ③ 1回当りの荷役量が3,000トンを超えること

4. 諸 料 金

(1) 待 機 料 金

(101時間につき単位円)

昼夜区分	10の作業員数による区分					
	4人~6人 (5人)	7人~9人 (8人)	10人~12人 (11人)	13人~15人 (14人)	16人~18人 (17人)	19人~21人 (20人)
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	16.621	26.566	36.523	46.491	56.459	66.427
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	25.850	41.328	56.818	72.318	87.830	103.331

(注) 冬期料金

12月1日より翌年3月31日間での間の料金については、本料金と本料金に3割の冬期割増率を乗じて得た金額との合算額をその期間の料金とします。

(2) 最低料金

(1口につき単位円)

昼夜区分	1口の作業員数による区分					
	4人~6人 (5人)	7人~9人 (8人)	10人~12人 (11人)	13人~15人 (14人)	16人~18人 (17人)	19人~21人 (20人)
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	131,889	210,717	289,789	368,861	447,866	527,016
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	131,889	210,717	289,789	368,861	447,866	527,016

(注) 冬期料金

12月1日より翌年3月31日までの間の料金については、本料金と本料金に3割の冬期割増率を乗じて得た金額との合算額をその期間の基本料金とします。

(3) 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金

(1トンにつき単位円)

貨物・ペール物及びこれらに類似した作業施すのもの	2,014
箱貨物・缶詰類(1個当たり3トン未満のもの)及びこれらに類似した作業施すのもの	1,798
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完結車、缶詰類(1個当たり3トン以上のもの)及びこれらに類似した作業施すのもの	1,605

(注) 冬期料金

12月1日より翌年3月31日までの間の料金については、本料金と本料金に3割の冬期割増率を乗じて得た金額との合算額をその期間の基本料金とします。

(4) 荷買作業料金

当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

なお、計量器使用及び検査立会人の費用は含みません。

(5) 仕訳作業料金

当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

(6) はい管作業料金

当該貨物の上屋内基本料金の8割とします。

(7) 上屋保管料金

(1日1トンにつき単位円)

貨物分類	私設上屋の場合	公共上屋の場合
コンテナ(野積場)	10	8
繊維原料類	46	35
青果	48	35
蒸製品	55	46
その他の貨物	81	66

- (注) 1. 公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。
 2. コンテナについては、野積場置き料とします。
 3. 定温保管を要する貨物については、本料金の8割増、また、くん蒸を要する貨物については、本料金の2割増とします。

5. 分担金等

区分	金額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律) 1トンにつき 4円
(2) 港湾安定基金	各貨物(一律) 1トンにつき 3円50銭

6. 消費税導入に伴う料金の加算

料金の総額の3%

II 料金の適用方

1. 適用範囲

この港湾荷役料金(沿岸荷役料金)は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します。

2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

(1) 「接岸本船船側→はしけ内→上屋・野積場内」の場合

(i) 接岸本船船側→上屋・野積場内の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側へ移送する作業。

(ii) はしけ内→上屋・野積場内の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

(2) 「接岸本船船側→はしけ内→上屋・野積場前」の場合

(i) 接岸本船船側→上屋・野積場前の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、本船船側へ移送する作業。

(ii) はしけ内→上屋・野積場前の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

3. 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(3) 雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により雨天、雪天時において荷役を行った場合に所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

5. 割引料金

割引料金の適用方は次のとおりとします。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引き受けにおいて、同一貨物の量が

- ① 1,000トン以上 3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%
- ② 3,000トン以上 5,000トン未満の場合、3,000トン未満の貨物量については上記①の割引率を適用し、3,000トン以上については基本料金の7%
- ③ 5,000トン以上の場合、5,000トン未満の貨物量については、上記②の割引率を適用し、5,000トン以上については、基本料金の10%に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大口割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当りの荷役量が3,000トンを超えること

6. 括料金

括料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 待機料金

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の貨に帰さないものであるときに限りません。

(2) 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業又は、待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

(3) 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金

本料金は、次の作業を行った場合に適用します。

(1) 上屋内（コンテナフレートステーションを含む）の貨物をその上屋内又は、戸前でコンテナに詰めるまでの作業。

(2) コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内（コンテナフレートステーションを含む）に拼付けるまでの作業。

(4) 荷買作業料金

本料金は、貨物の荷買作業を行った場合に適用します。

ただし、計量器使用及び検査立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

(5) 仕訳作業料金

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用します。

(6) はい替作業料金

本料金は、貨物のはい替作業を行った場合に適用します。

(7) 上屋保管料金

(1) 本料金は、船舶又は、はしけ積卸貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。

(2) 本料金表に記載のない貨物については、類似した保管内容（坪当りの収容トン数）の料金を適用します。

(3) 本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

7. 消費税導入に伴う料金の加算

免税となる取引には適用しません。

8. 秤金の計算方

秤金の計算方は、次によります。

(1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1.000キログラム、容積は1.133立方米をもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは、英入・空とも20フィート型は1個当り32トン、40フィート型は1個当り48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

(2) 割増料金が重複する場合に、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

また、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(3) 基本料金等については、委託者の要求により夏期及び冬期の料金を平準化する場合は、それぞれの期の料金を1年間の適用月数割合を乗じて得た金額を合算します。

(4) 消費税導入に伴う加算については

(イ) 料金の総額に3%を乗じて計算します。

(ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

9. その他

(1) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）及び特殊荷役（長距離移送、荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(2) 委託者の要求により特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上別途実費を申し受けます。

(3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

港湾荷役料金表 (総トン数 1,000トン未満の小型船荷役料金)

I 料金の種類及び額

1. 基本料金

(1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内⇄上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1トンにつき単位円)

品 目		金 額		
		本船内 ←→ 上屋・野積場内	本船内 ←→ 上屋・野積場前	
ユニ タイ ズ 貨 物	コンテナ	実入	681	594
		空	579	504
	ノックダウン自動車・完成車 (重量5トン未満かつ容量20トン未満のもの)		1,216	1,122
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ・プレスリフト		1,643	1,541
包 装 品	袋 物	紙・ビニール入りの物	2,299	2,041
		麻袋入りのもの	1,899	1,765
	ペール物	葉 タ バ コ	1,609	1,459
		その他のペール物	1,940	1,794
	モーターサイクル		1,812	1,682
	雑貨類・機械類(1個当たり5トン未満のもの)		2,358	2,187
機械類(1個当たり5トン以上のもの)・完成車 (重量5トン以上また容量20トン以上のもの)		1,695	1,553	
青 果 物		1,739	1,590	
有 容 積	タ イ ヤ		1,611	1,499
	巻 取 紙 (内地産)		1,077	955
	木 材	岸壁揚の もの	原木	1,201
北洋材			1,602	1,493
製 材			1,251	1,137
非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)		1,869	1,693	
貨 物	鋼 材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む)	1,545	1,455
		鋼管(口径12インチ以上のもの)・コイル	1,314	1,238
	石 材		1,868	1,746

(1トンにつき単位円)

品 目		金 額	
		本船内 ←→ 上屋・野積場内	本船内 ←→ 上屋・野積場前
散 貨 物	小麦・肥料原料・鉱磁石(粉)	1,375	1,227
	鉱磁石(塊)・特殊鉱磁石	1,732	1,588
	砂 糖	1,691	1,578
特殊貨物	冷 凍 品	—	3,452
	冷 蔵 品	—	3,452

(注) 冬期料金

12月 1日より翌年 3月31日までの間の料金については、本料金と本料金に冬期の冬期割増率を乗じて得た金額との合算額をその期間の基本料金とします。

(2) 総トン数500トン未満の小型船内↔上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1トンにつき単位円)

品 目			金 額	
			本船内 ↔ 上屋・野積場内	本船内 ↔ 上屋・野積場前
ユニ タ イ ズ 貨 物	コンテナ	実入	681	545
		空	579	462
	ノックダウン自動車・完成車 (重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)		800	640
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ・プレスリソフ		1,098	879
包 装 品	袋物	紙・ビニール入りの物	1,611	1,288
		麻袋入りのもの	1,142	914
	ペール物	葉タバコ	1,283	1,026
		その他のペール物	1,256	1,005
	モーターサイクル		1,118	895
	雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)		1,464	1,172
機械類(1個当り5トン以上のもの)・完成車 (重量5トン以上また容積20トン以上のもの)		1,212	970	
有 資 貨 物	青果物		1,283	1,026
	タイヤ		958	767
	巻取紙(内地産)		1,077	862
	木材	岸壁掘のもの	原木	973
米国材・南洋材				
北洋材			927	741
		製材	964	771
非鉄金属類(半製品・鉄鉄・地金)		1,509	1,206	
鋼材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む)	鋼材	1,244	995
		鋼管(口径12インチ以上のもの)・コイル	1,057	847
	石材		1,044	836

(1トンにつき単位円)

品 目		金 額	
		本船内 ↔ 上屋・野積場内	本船内 ↔ 上屋・野積場前
散貨物	小麦・肥料原料・鉱磁石(註)	1,259	1,007
	鉱磁石(塊)・特殊鉱磁石	1,239	990
	砂糖	966	772
特殊貨物	冷凍品	—	1,582
	冷蔵品	—	1,582

(注) 冬期料金

12月1日より翌年3月31日までの間の料金については、本料金と本料金に3割の冬期割増率を乗じて得た金額との合算額をその期間の基本料金とします。

2. 割増料金

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の 6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 10割増
雨天・雪荷役	雨天・雪天における荷役	基本料金の 1割増

3. 割引料金
大口数量割引 基本料金の5%引

4. 分担金等

(1) 総トン数 1,000トン未満 500トン以上の小型船内
上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律) 1トンにつき 8円
(2) 労働安定基金	各貨物(一律) 1トンにつき 7円

(2) 総トン数 500トン未満の小型船内
→ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律) 1トンにつき 4円
(2) 労働安定基金	各貨物(一律) 1トンにつき 3円50銭

5. 消費税導入に伴う料金の加算
料金の総額の3%

II 料金の適用方

1. 適用範囲

この港湾荷役料金は、(総トン数 1,000トン未満の小型船荷役料金)は

- (1) 総トン数 1,000トン未満 500トン以上の小型船の本船内 → 上屋・野積場内又は、戸前迄の荷役
- (2) 総トン数 500トン未満の小型船の本船内 → 上屋・野積場内又は、戸前迄の荷役に適用します。

ただし、(1)及び(2)に該当する小型船荷役で船内荷役のみ又は、沿岸荷役のみの場合は、当港において適用される港湾荷役料金(船内荷役料金)又は、港湾荷役料金(沿岸荷役料金)を適用します。

2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

- (1) 「本船内 → 上屋・野積場内」の場合
(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送・積付するまでの作業。
(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

(2) 「本船内 → 上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車両へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車両にある貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

3. 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(3) 雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により雨天、雪天時において荷役を行った場合に、所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

5. 割引料金

大口数量割引の適用方は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合は、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%を割引ます。

6. 消費税導入に伴う料金の加算
免税となる取り引は適用しません。

7. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

- (1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000 キログラム、容積は1.133 立方メートルをもって1トンとみなします。
なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。
- (2) 割増料金が重複する場合は、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。
- (3) 基本料金等について、委託者の要求により夏期及び冬期の料金を平準化する場合、それぞれの期の料金に1年の適用月数割合を乗じて得た金額を合算します。
- (4) 消費税導入に伴う加算については
(イ) 料金の総額に3%を乗じて計算します。
(ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8. その他

- (1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「荷買作業」、「仕訳作業」、「はい巻作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。
- (2) 特殊貨物（特大型、変質・発熱・塵埃・器具・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合
場合には、委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。